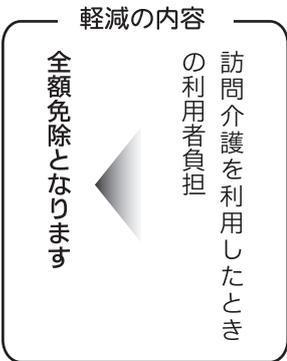


この「広報ひこね」は48,000部作成し、1部当たりの単価は8円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

障害者福祉サービスから介護保険に移行した人に対する訪問介護の利用者負担軽減制度

※平成18年3月31日の時点で、この「訪問介護の利用者負担軽減制度」を利用していた人について、訪問介護を利用したときの利用者負担は、6月30日までは6%に軽減されますが、7月1日からは、軽減はありません。



対象
世帯全員が所得税非課税で、障害者自立支援法による、ホームヘルプサービスの自己負担を全額免除されていた人

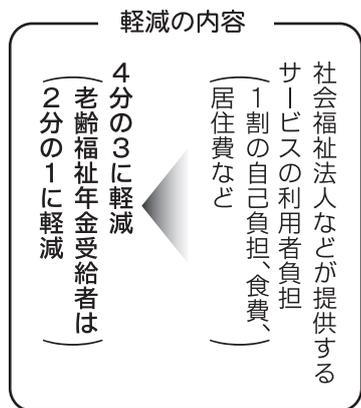
介護保険 ご利用ください 利用者負担額の軽減制度

介護保険制度を利用して低所得者に対して、負担額を軽減する制度があります。軽減制度には、このページにあげる3種類があります。申請すると、審査の上、該当者には認定証(確認証)を交付します。

再申請が必要です
すでにこれらの軽減制度を利用している人も、お持ちの認定証(確認証)の有効期間は6月30日(月)で終了します。7月以降も継続を希望する人は、改めて申請の手続きが必要です。

問い合わせ先 困介護福祉課 ☎23-9660番、FAX 26-1768番

社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度



対象
世帯全員が住民税非課税で、次の要件を全て満たす人

- ①年間収入が単身世帯で年間150万円以下
- ②世帯員が1人増えることに50万円加算(世帯員が1人増えることに50万円加算)
- ③預貯金などの額が単身世帯で350万円以下
- ④世帯員が増えることに100万円加算
- ⑤日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない
- ⑥負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑦介護保険料を滞納していない

施設利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減制度

利用者負担の上限(日額)

利用者負担の段階と対象者	食費	居住費(滞在費)
第1段階 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人など	300円	ユニット型個室 820円
		ユニット型準個室 490円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 320円
		従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 490円
		多床室 0円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	390円	ユニット型個室 820円
		ユニット型準個室 490円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 420円
		従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 490円
		多床室 320円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	650円	ユニット型個室 1,640円
		ユニット型準個室 1,310円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 820円
		従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 1,310円
		多床室 320円

ユニット型個室 複数の居室と共同生活室によって一体的に構成され、一定の基準を満たした場所(ユニット)内にある居室

ユニット型準個室 多床室を改修してユニット型施設にしたものなど、ユニット型個室に準じた居室

従来型個室 ユニット型になっていない従来型の居室

多床室 相部屋



今月の納税

市県民税(第1期)

6月30日(月)までに納めましょう